

平成 4 年 5 月 1 5 日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel.0428-23-6859)

近世の村ーその概観ー

村（ムラ）とは、人がムレる、あるいはムラがるからきているといえます。したがって、当然、村は古代から存在していたといえます。しかし近世の村は、中世までの村と異なって行政体組織として存在していたといえます。封建体制の社会を形成した近世は、支配者がその体制維持のための政治・経済基盤とした年貢・諸役を村単位に農民から収奪しました。

そのような近世の村はどのようにして成立し、そして村がどんな様相を呈していたかを概観してみましょう。

近世の村は、それまで存在したところのいわば人が連帯の組織として形成してきた村を単位とした地域を区画（村切り）し、その地域の田畑、屋敷地の面積、生産高、耕作者等を調査して、その土地台帳（検地帳等という。）を作成、その地域の年貢収奪を目的として実施した、いわゆる検地に始まります。ちなみに青梅市域における検地は、慶長 3 年(1598)と寛文 8 年(1688)の両度に一斉実施されていますが、前者の実施で近世を通しての村域、そして後者の実施で年貢・諸高を収奪した村高が決定したといえます。

さて、村が成立するとその長として名主（庄屋、肝煎ともなった）が置かれ、またそれを補佐する者として組頭等が複数に、さらに近世中期以降になると名主、組頭等の村役人の職務を看視する役として百姓代が置かれて村の運営・管理に当たりました。また、末端組織の一つとして農民の連帯責任・相互扶助を目的とした五人組制度が強制的に組織化され、しかも村掟等を定めて相互に看視する体制がとられ、さらに日常生活における衣食住なども制限されて年貢の未進の防止策等が厳しくとられていました。

近世の村は年貢収奪を目的とした行政体として、村を単位に領主（代官所）から徴収令書（割付状などという。）がきましたので、名主等は農民の土地の所有高によって年貢を割り振って徴収し、年 2 回等に分割し領主（代官所）に納めました。よく年貢は米で納めたと言いますが、青梅地域の山間地などのような米の取れない村も畑、屋敷地を米の生産高に換算し貨幣で納めていました。農民の負担したのは年貢だけでなく、村内の道・橋の普請経費、村を運営管理する筆・紙・墨等の購入費、物乞い・ごぜ・座頭・浪人等の施し金、社寺当への寄付金、さらに名主等の給与・出張経費等を村入用などといって農民が家割りや土地の持高などによって共同負担していました。近世はキリスト教等の信仰が厳しく禁止されていました。各村は毎年、村人全員を世帯ごとに、どこの寺院の檀家であることも記した「宗門人別改帳」等を領主（代官所）に提出しました。いずれにしても、2 世紀半以上も続いた封建社会での近世の村は、明治維新後、地方行政組織の変革を繰り返しながら明治 22 年の市制・町村制の実施まで続きました。近世の村名は、現在の青梅市域をみても大字の地名として数多く、しかも根強く残っています。

（文責 大澤清吾）